

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1 制度の概要

生産緑地とは、都市内緑地として、都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、都市計画により生産緑地として指定し、農地として管理することを義務付けられた土地のことをいう。そして、法第10条の規定による生産緑地の買取りの申出とは、生産緑地に指定された場合、告示日から30年間経過した場合又は主たる農業従事者が死亡等により農業を継続できない場合には、自治体に土地の買取りを申し出ることができる制度である。また、法第14条の規定により、申出の日から起算して3か月以内に所有権の移転が行われない場合、生産緑地地区内における行為の制限等は解除される。

2 買取りの申出

区内の東京都市計画生産緑地地区のうち、3地区の所有者から法第10条の規定による買取りの申出があった。これらの地区は、当該申出から3か月が経過していることから、法第14条の規定が適用され、地区内における行為の制限が解除されている。これにより、現在、これらの地区における生産緑地地区の指定の解除に向けた都市計画変更の手続を進めているので報告を行う。

3 対象地区(位置については、裏面の位置図を参照)

- (1) 地区番号③ 上鷺宮四丁目地内（約 0.10ha）
 - (2) 地区番号⑤ 上鷺宮二丁目地内（約 0.17ha）
 - (3) 地区番号⑥ 上鷺宮二丁目地内（約 0.17ha）
- 3地区 合計0.44ha

4 これまでの経過

地区番号③ 買取り申出受理：平成30年7月25日

地区番号⑤ 買取り申出受理：平成30年9月4日

地区番号⑥ 買取り申出受理：平成30年11月2日

都知事同意：令和元年5月13日

都市計画案の公告・縦覧・意見募集（意見はなし。）：令和元年5月21日～6月4日

5 今後のスケジュール（予定）

次回の都市計画審議会において、生産緑地地区の都市計画変更の諮問を予定

6 今回の都市計画変更による区内の生産緑地地区数及び面積

現在：11地区（約1.87ha） → 変更後：8地区（約1.43ha）

生産緑地地区 位置図（令和元年6月末時点）

